

管理コード	規制の特例事項名	当該法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	システム種別	ロケ名
0330010	キャプティブ保険会社制度の創設	保険業法第6条第2項、第116条第3項、保険業法施行規則第71条第1項、平成11年金融監督庁大蔵省告示第3号	保険会社が出再(再保険)する場合に、保険会社の責任準備金の積立を免除することについては、再保険を受ける者が保険会社の免許を受けている必要がある。	C		・ 保険業を行う者に係る現行の保険業法等の適正な基準(リルベンシーマージン基準等)を満たさないキャプティブ保険会社を、保険業法上認められる一般の保険会社と同等の扱いとする。また、再保険の積立を免除することについては、再保険を受ける者が保険会社の免許を受けている必要があること、当該「キャプティブ保険会社」の設立を認めること、当該「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立を免除すること、は、保険契約者等の保護の観点から適当でないことから困難である。 ・ なお、特定の地域に限って、上記「キャプティブ保険会社」の設立を認めること、当該「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立を免除することについても、出再元である一般の保険会社が保証した場合は特定地域に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要があること等により、対応することは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	従来、金融の機能を持たなかった企業が、外部の企業に求めていた金融のスキームおよびサービスを自企業もしくはそのグループ内に取り込み、経営戦略の一環として展開する内製化が進んでいる。そのような状況下、キャプティブ保険は、金融サービスの多様化に加え、リスクマネジメントの高度化の観点からも、注目が集まっている。そのため「キャプティブ保険制度の創設」に関し、国内金融制度一般の問題として検討して頂き、関連法等を整備して頂くことは、非常に有意義であると考えます。また、出再元一般の保険会社が保証し一般契約者に影響を与えないよう、管理監督項目等を金融庁と検討させて頂き、国内から海外に出再するのと同様、「責任準備金の積立免除」を規制緩和として法律で明文化して頂きたいと考えます。	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1043	10431010	キャプティブ保険会社(親会社または関連会社のリスクのみを引受対象とする保険会社)を法律の中において明文化する。 ・ 保険業法施行規則第71条第1項に「5. 沖縄振興特別措置法による金融業特別措置法に設立されたキャプティブ保険会社」を加えることで日本におけるキャプティブ保険会社に対する出再(再保険)については、保険会社の責任準備金の積立を免除する道を開く。	沖縄県 県庁	金融テロ/ロケット開発特区	
0330020	保険業法における保険料の割引、割戻し、禁止の撤廃	保険業法第300条、第123条	保険会社、生命保険業法人、損害保険業法人等は、保険契約の締結又は保険募集に際して、保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。	C	・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。	・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。		・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。					1051	10511010	保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の第300条(保険契約者の締結又は保険募集に関する禁止行為)の5.(保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の利益を約し、又は提供する行為)の法律を撤廃し、この法律を存するまでもよい特例の構造改革特区を大阪府で認めたい。また、保険料の割引、割戻しその他の利益を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。 ・ 保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。	個人	インターネットの普及計画	
0330030	出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第5条第2項		出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第5条第2項	C	・ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第5条第2項	・ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第5条第2項		・ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第5条第2項					1028	10281010	出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第5条第2項	社団法人 宮城県 企業協会	出資法に定める上限金利の緩和	
0330040	銀行法に定める銀行の健全性を判断するための規制	銀行法第14条の2	銀行法第14条の2	E	銀行法第14条の2	銀行法第14条の2		銀行法第14条の2					1034	10341010	銀行法第14条の2	宮城県 中小企業家 同友会	地域生き活き特区	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体	ロケの注記
0330050	銀行法の告示に定める自己資本比率の適正化	銀行法第14条の22の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5.3.31大蔵告55)	現在の自己資本比率規制においては、国債等を除き債権分類に関わらず100%のリスク・ウェイトと規定している。	C	C	債務者の信用リスクに応じてリスク・ウェイトに差異を設けるという提案は、平成19年3月末よりの導入が予定されているパーゼルの実施の中でその趣旨は達成されるものと考えられる。すなわち、パーゼルにおいては、適格外部格付機関の格付等に依り、債務者のリスク・ウェイトに差異を設けることとなり、本提案の趣旨に沿った内容となっている。なお、現行の自己資本比率規制は財務の健全性を図る指標として多く採用され、一般預金者や市場参加者からもそうした指標として信認を受けているものであることから、これとは異なる制度を導入するに当たっては、国債等を除き債権分類に関わらず100%のリスク・ウェイトと規定している。	平成19年3月末より実施が予定されているパーゼルにおいて提案者の意見の趣旨に通ずる内容の変更が行われる予定であるが、その中であれば、仮に回答が肯定であるならば、提案者の意見と何が違つか明らかにならない。また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	金融機関の融資が伸びない原因は、需要不足と自己資本規制にあると考えている。自己資本規制は健全性の指標として適切であるか疑問である。何故ならば今回制度の見直しを行ってからである。このような指標を用い融資が増える。地域経済の衰退を招くのであれば、この国の損失である事は言うまでもない。今回の改正は地域金融機関に限ってあり、必ずしも国際ルールにあわせる必要はない。また特区は、あらゆる種社会実験の場であり、この性質上他の地域との差が出るのは当然のことである。証券化が進んでいないため、リスク・ウェイトを小さくすることができない等、他国との金融システムに差があり、自国に合った制度を構築するのは当然のことである。	C	債務者の信用リスクに応じてリスク・ウェイトに差異を設けるという提案は、平成19年3月末よりの導入が予定されているパーゼルの中でその趣旨は達成されるものと考えられる。すなわち、パーゼルにおいては、適格外部格付機関の格付等に応じて、債務者のリスク・ウェイトに差異を設けることとなり、本提案が債権分類に応じたリスク・ウェイトに差異を設ける点において異なるもの。本提案の趣旨に沿った内容となっている。他方、自己資本比率規制は、財務の健全性を測る指標として、一般預金者や市場参加者から信頼されることが重要であるが、地域によって異なる制度を導入した場合、自己資本比率の指標性、比較可能性が失われることとなる。具体的には、自己資本比率算定上の分母の信用リスクの額を小さくすることにより金融機関の自己資本比率のみを「かさ上げ」することになる。その結果、それらの金融機関に対する一般預金者や市場参加者の信認の低下につながる。また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	パーゼルは国際統一基準行に対してのみ適用されるものと解して良いが、そうであれば地域金融機関等の国内基準行については、パーゼルの導入に先立って自国にあった国内基準として提案主体が考えるようなリスク・ウェイトに改められないか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	健全性だけが重視されているために、銀行が果たすべき公共性が担保されていない。以前は、金利の返済だけを確保に行っていたが、銀行は融資を継続して行っていた。しかし、自己資本規制が導入され、金融検査マニュアルが策定されてからは、不良債権扱いになっている。このように従前は認められていた取引慣行も否定され、結果融資が受けられなくなっている。このようなことを取り決めて、何の意味があるのか理解できない。また、地域経済を疲弊させているだけである。現実を理解できない金融庁の姿勢には落胆させられる。金融庁が考えている健全性が保たれ、地域経済という観点からの回答をお願いします。	C	債務者の信用リスクに応じてリスク・ウェイトに差異を設けるという提案は、平成19年3月末よりの導入が予定されているパーゼルの実施の中でその趣旨は達成されるものと考えられる。すなわち、パーゼルにおいては、適格外部格付機関の格付等に応じて、債務者のリスク・ウェイトに差異を設けることとなり、本提案が債権分類に応じたリスク・ウェイトに差異を設ける点において異なるもの。本提案の趣旨に沿った内容となっている。他方、自己資本比率規制は、財務の健全性を測る指標として、一般預金者や市場参加者から信頼されることが重要であるが、地域によって異なる制度を導入した場合、自己資本比率の指標性、比較可能性が失われることとなる。パーゼルの基本的考え方は、現行規制(パーゼル)と同様、国際統一基準行のみならず地域金融機関等の国内基準行を含め適用される。本提案では、自己資本比率算定上の分母の信用リスクの額を小さくすることにより金融機関の自己資本比率のみを「かさ上げ」することになる。その結果、それらの金融機関に対する一般預金者や市場参加者の信認の低下につながる。また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	1133	11331010	銀行法の告示に定める、銀行の経営の健全性を示す自己資本比率のあり方を定める。すなわち、自己資本比率の算出で用いられるリスク・ウェイトについて、債権分類上の正常先を10%、要管理先を20%、要管理先を30%、破綻懸念先を70%、実質破綻先・破綻先を100%として、分類上上位になるにつれて小さくなるように告示を改正する。	個人	自己資本比率見直し特区	
0330060	古民家を信託財産として受託できる法人の許可要件の拡大	信託業法第10条第1項第1号	内閣府大臣は、株式会社でない者が管理型信託会社の登録を申請した場合に、その登録を拒否しなければならない。	C	C	「管理型信託業の参入要件を資本金5,000万円以上の株式会社に限定しているのは、委託者・受益者保護及び信託制度への信頼確保の観点から、信託業の担い手として、業務の安定性、継続性及び機関の監視機能に優れた組織形態である株式会社であった、業務の遂行に必要な財産的基礎を備えたものに限定することが適当と考えたためであり、NPO法人について管理型信託業を営むことを認めることは困難である。なお、信託の引受けを業(営利の目的をもって反復継続して行うこと)として行わないものであれば、信託業法の管理型信託の登録を受けなくとも、古民家の管理信託を行うことは可能である。	提案主体が想定するNPO法人の活動が、貴庁の言う「営利の目的をもって反復継続して行うこと」にあたり、右の提案主体からの意見も踏まえ再度検討し回答された。	このプロジェクトで考えている管理信託業の内容は、いわゆる企業の業務を目的としたものではありません。中山間地域における地域振興のため、地域の方がある限定的なエリアで、地域の財産である古民家をうまく活用していただくための方策のひとつです。高齢化、空室率の上昇に直面する当該地域では、日本の象徴的な建築の重要な遺産である古民家の保全を進めようにも、すでに個々の家主の努力は限界にきています。しかも、一般的な株式会社で古民家信託の委託者として参入してくるとは、その収益性から考えて、極めて困難です。したがって、本プロジェクトで示すように、NPOの管理、保全、および観光施設としての活用などを行う方策を検討することが重要です。当然、NPOが管理する古民家を観光施設として活用すれば、一定の費用が期待されます。その費用は、株式会社のように配当などの形で還元することはない。また、NPOは、信託された古民家を管理、保全する中で、たとえば観光施設などとして活用し、あるいは観光施設として利用したい主体に貸与することはない。また、NPOは、信託された古民家の活用により得られる利益は、信託された古民家の管理や修繕に活用し、もしくは地域づくりの目的で達成する基金に振り入れることを想定しています。	C	「信託業法でいう「営業」とは「営利の目的をもって反復継続して行うもの」であるが、この場合の「営利の目的」とは「少なくとも収支相償うことが予定されている」として「営利」として「少なくとも一回しか行わないことを予定しているものについては該当しないもの」と考えている。なお、信託は、当該信託財産の所有権を委託者に移転させた上で「管理又は処分を行わせるもの」であり、委託者が適正かつ確実に信託業務を遂行することができる者でなければ、委託者や受益者に多大な損失を与えるおそれがある。したがって、多少の収支状況の変動があってもその業務の遂行が妨げられないだけの安定した資本基礎を有することが業務の安定性・継続性を確保する上で必要との観点から最低資本金制度などの資本諸原則が採用され、取締役会や監査役会、株主総会等といった機関や、債権者保護手続等が法定されているなど、機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社に限って、管理型信託業を営むことが認められているところであり、これらの規定が法定されていないNPOに管理型信託業を許容することは、現時点では困難であると考えられている。営業保証金についても、信託会社が顧客に不測の損害を与えた場合の最終的な責任財産となるべきものであり、顧客保護の観点からこれを撤廃することは困難である。	信託の対象となる地域、財産を限定するなどの要件を付した上で、NPO法人が管理型信託業を営むことを認められないか、右の提案主体からの意見も踏まえ再度検討し回答された。	平成15年に改正された特定非営利活動促進法によれば、都道府県により認証されたNPOは、法に定められた法人格を有し、総会や理事会の開催が義務付けられているとともに、役員・定款の変更などのときは、そのつど都道府県への届出や認証が必要となります。また、事業報告書の提出も義務付けられ、会計的にも透明性が確保されています。当然、都道府県による監督や改革命令も法制度上整えられています。また、法人解散時の残余財産の帰属に関しても、法定されており、こうしたことから、たとえNPO法人であっても、定款において必要と考えられる要件を明らかにしておくことで、株式会社に近い安定性・継続性を担保することが可能であると考えます。もちろん、NPO法人であっても、株式会社と同様、破産等のリスクはあります。しかし、本プロジェクトで想定している信託の範囲は、地域的にも、扱う財産にても限定的です。万が一NPO法人が破産などにより事業の継続が困難になっても、扱う財産の価値が限定されていること、法律により資産は委託者本人に帰属することから、委託者等に与える影響は限定的なものであると考えます。	C	信託は、当該信託財産の所有権を委託者に移転させた上で管理又は処分を行わせるものであり、委託者が適正かつ確実な信託業務の遂行を安定的・継続的に行わなければ、委託者・受益者に多大な損失を与えるおそれがあることから、信託業法では、業務遂行の安定性・継続性を担保するため最低資本金や純資産要件を求めているものである。また、営業保証金制度は、分別管理義務や善管注意義務など適正かつ確実な信託業務の遂行を行わず、信託財産を毀損した場合の委託者の最終的な責任財産を確保するための制度である。これらの要件については、地域や受託財産が限定されたとしても必要性には変わりがないことから、撤廃することは困難である。なお、定款で株式会社と同様の要件を定めれば問題ないとの指摘であるが、定款変更について所管庁は法令に適合していれば認証しなければならないこととなっておりNPOの意思で変更できることや、対外的に効力がないこと等を考慮すると、定款では法律の規定と同様の効力を確保できるとは言えないものと考えている。	1219	12191010	信託業法第10条第1項第1号の規定を緩和し、株式会社以外の法人に対しても、管理型信託業としての登録を特例として認めること。	財団法人山梨総合研究所	原簿の誤り(くり)構想	